

平成十八年十二月十二日受領  
答弁第二〇三号

内閣衆質一六五第二〇三号

平成十八年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「条約」と称するものの原本は、外交史料館が昭和四十六年四月に開設された際に、外務省大臣官房文書課から移管された。

二及び三について

御指摘の「条約」と称するものの全文は、別添のとおりである。御指摘の「条約」と称するものについては、日本国として締結した国際約束ではなく、その法的性格につき政府として確定的なことを述べることは困難である。







